

山梨地方最低賃金審議会
令和２度 第２回山梨県最低賃金専門部会 議事録

１ 日 時：令和２年７月２９日（水）午後３時００分～午後３時３２分

２ 場 所：ＫＫＲ甲府ニュー芙蓉

３ 出席者：公益代表 反田委員、鷹野委員

労働者代表 大森委員、白倉委員、佐々木委員

使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員

事務局 田村労働基準部長、太田良賃金室長、小林賃金指導官

４ 議 事

（１）資料説明

（２）山梨県最低賃金改正決定審議

（３）その他

５ 審議会内容

（賃金指導官）

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第２回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、公益側、伊藤委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の３分の２以上で、かつ、各側３分の１以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第５条第２項の規定によりまして、審議会を開催し、決議できますことを御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

【 議事（１） 資料説明 】

（反田部会長）

それでは、先ほどの本審に引き続きまして、第２回専門部会を開催したいと思います。

早速、議題の（１）ですが、事務局から説明をお願いします。

（賃金室長）

お手元に配布しております専門部会の審議資料の１ページを御覧ください。

先般、開催されました第1回の専門部会の際に、大森委員から、賃金の引上げの支援策となる業務改善助成金等の助成金の利用状況に関する資料を提出するように御指示をいただいております。

賃金引上げの支援策となる助成金としまして、業務改善助成金のほか、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」をピックアップいたしまして、この2つの助成金につきまして、過去3年分と本年度の6月までの利用状況を取りまとめた資料を作成いたしました。

それが1ページの一覧表になります。

一覧表の後ろには、それぞれの助成金の案内を記載したリーフレット等を参考に添付してございます。

業務改善助成金の制度の概要につきましては、3ページを御覧ください。

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を25円以上引き上げ、生産性の向上のために、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を助成するもので、引上げ額や引き上げる労働者の数によりまして、助成の上限額が変わります。

また、生産性向上の一定の要件を満たしますと、助成率がアップする仕組みになっております。

業種別の実際の活用例につきましては、9ページからございますので、後で御確認いただきたいと思います。

次に29ページを御覧ください。

キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」の概要が記載されております。

この助成金は、有期雇用労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成するものとなっております。

詳細につきましては、後で資料を御確認ください。

続きまして、資料の37ページを御覧ください。

これは、日本銀行甲府支店が発表しております「山梨県金融経済概観」の7月分の資料となります。

先般開催されました第1回の専門部会の「翌日に」発表されましたので、本日の資料として配布させていただきました。

県内の景気につきましては、「経済活動が徐々に再開し、持ち直しの動きもみられるが、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、きわめて厳しい状態にある」とされております。

個別の項目では、「個人消費」や「生産」で持ち直しの動きがみられるとされておりますが、その他の項目につきましては、前回からの変化は「横ばい」となっております。

以上でございます。

(反田部会長)

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

(一之瀬委員)

大森委員から話のあった助成金の話なんですけれども、結果、この２つの助成金が最低賃金に関わる助成金ということによいですね。

(賃金室長)

そうですね。

賃金引上げの支援となりそうなものを探しました。

一番主なものは業務改善助成金になります。

キャリアアップ助成金の中の賃金規定等改定という一部のコースになりますが、これも賃金引き上げに絡んでおりましたので、ピックアップさせていただいた次第であります。

【 議事（２）山梨県最低賃金改正決定審議 】

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議題（２）の「山梨県最低賃金改正決定審議」に移りたいと思います。

本日は、具体的な金額審議には入らずに、各側から、基本的な見解をお伺いすることとなっております。

労側、使側双方から、事務局あてに事前に御提出いただきました資料の写しが、お手元に配布されております専門部会の審議資料の中にございますので、４７ページからを御覧ください。

それでは最初に、労働者側の見解をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

(白倉委員)

それでは、労働者側の見解を説明させていただきたいと思います。

４７ページを御覧いただきたいと思います。

２０２０年７月２９日、山梨県地域別最低賃金審議に臨む労働者側見解について

１ 取り巻く環境

山梨県内の経済状況および生産活動も新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で弱含んでいます。

一方、雇用情勢についても改善の動きに鈍化がみられ、さらに勤労世代人口の減少や東京への一極集中など地方の抱える課題が顕著になりつつあり、労働力不足の状況のまま推移しています。

このため必要労働力確保に向けた活発な企業の採用活動により県内の求人募集時給単価は上昇傾向にあります。

また、総務省労働力調査によれば、全国における非正規の職員・従業員数は2045万人。前年同月に比べ61万人（2.9%）の減少と推移しているものの、労働者全体の36.7%にまで達し、労働者数全体から見て約4割と高い水準を維持しています。なおかつ正規の仕事を希望してもかなわない不本意非正規は全国の非正規全体の10.9%とまだまだ高い状況にあります。

2 中央における議論の方向性

経済の好循環を実現させるためには、最低賃金を含めた賃金の引き上げは重要であり、賃金引き上げのための環境整備に全力を挙げてまいりました。

また6月3日に開催された全世代型社会保障検討会議においては、「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均1,000円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響を考慮し最低賃金は社会安定のセーフティーネットと考え、進める事」としています。

いずれにしても政府が進める持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立の実現に向けて、これを尊重した地方での議論が求められていくことを念頭に審議に臨んで行きたいと考えます。

3 審議に臨む基本的見解

引き続き日本経済を安定、そして成長軌道に乗せていくためには、賃金の引き上げと物価上昇による相乗効果が重用であり、可処分所得の拡大による景気浮揚が最大の経済効果をもたらすものと考えます。

また、将来にわたって日本が健全な財政基盤を維持し、年金制度・医療制度を含めて安心して暮らせる社会を構築していくためには勤労世代の安定した給与所得と確実な納税が必要であり、低賃金の非正規化比率が増加すれば国の財政基盤を揺るがし、生活保護費の増大や地方行政の破綻を招く危険性も無視できません。

日本社会における非正規・パート労働者は、かつての家計補助としての側面から自らが主たる生計者として家計を支えながら、子育てや介護を行うといった状況に変化していることから、最低賃金の位置づけについても法的なセーフティーネットとしての役割に留まらず、安心して働ける希望の持てる水準を目指すべきと考えます。

さらには、今年については、新型コロナウイルス感染症の拡大による、最低賃金慎重議論に対してこの影響についてしっかりと議論していく必要があると考えており、これまでも社会保障費や生活必需品の値上げなどによる負担増によって所得の拡大分が相殺されていた経緯を含めて、慎重に議論を積み上げていくことを要請します。

すでに、県内のパート・アルバイトの平均求人単価は実質最低賃金を大きく上回っており、山梨における影響率についても全国水準を大きく下回っている現実を重く受け止め、大幅な最低賃金引き上げを図るとともに、地域格差を是正する水準に早期に引き上げていくべきと考えています。

以上から、労働側としては、本年の審議においては安心して暮らせる最低基準とされる時給 1,500 円への展望を視野に入れつつ、早期の時給 1,000 円への道筋をつけるため、そしてランク別の格差および B ランク内で見た山梨の低時給の位置づけを是正していくための大幅な最低賃金の引き上げを求めます。

以上となります。

(反田部会長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今、説明いただきました見解につきまして、議論にわたらない範囲で御質問等はございますか。

(一之瀬委員)

最低賃金は、結果、やっぱりパートさんとかアルバイトさんとか、そういう人達に一番関わる問題ですけれども、この本文中の自らが主たる生計者として家計を支えながら、子育て・介護を行っている人が増えているという表現があるんですけれども、県内でこれってどのくらい変化しているのでしょうか。

山梨県が非正規、パート・アルバイトが多いというのは、結構、農業等をしていながらですね、空いた時間に勤めてらっしゃる方が多いのが、非正規が多い一つの要因だという認識・分析があるんですけれども。

県内においてそうした方、逆にいわゆるパート・アルバイトで自ら家計を支えている方が増えているというのであれば、どの程度増えているのかということを知っておきたいんですけれども。

(反田部会長)

何か資料ございますか。

(白倉委員)

明確な資料は、後日提出させていただきますので、後でということによりしくをお願いします。

(一之瀬委員)

あればということで結構です。

(大森委員)

まあ、声とか感覚が多いです。

シングルマザーの方々が增えていて、非常に働く時間も限られていますし、「今の時給ではとても子育てしながらは」という声が多くなっているという感覚的なところで、本当申し訳ないですけど。

そういったところから、書かせていただいています。

ちょっと、データの方は確認して、あるようでしたらお示しさせていただきます。

(佐々木委員)

あと一点、補足と言いますか、女性の活躍推進というところも謳われています。

逆に主たる生計者という部分では、そこまで至らない部分が若干あるんですけども、家計を支える側面から、旦那さん、御主人のところまでは追いつけ・追い越せで行かないんですけれども、女性に限定するわけではないですが、そういう重要なポジショニングに登用される、そういう位置付けの方も徐々に増えてきているということも、少しここに影響出てきているかなということも補足として。

(反田部会長)

長谷川委員、お願いします。

(長谷川委員)

最低賃金とは直接関係ないんですけど、何年前でしょうか、製造業の労働者派遣が公的にオッケーになったということに対して、皆さん、組合側的には、そういうことは、簡単におっしゃればどうだったのか、ちょっと聞きたいなあと思うんですけど。

(大森委員)

基本的には反対をしました。

派遣の労働者は、それまで専門業者に限られた、プロフェッショナルの方達に適用される働き方であって、一般の労働まで拡大すべきではないというスタンスで当時、国会での議論の中でも野党を通じて訴えておりますし、それを強引に推し進めたのが小泉改革ですよね。

そこに対しては、明確に労働組合としては派遣の適用拡大は反対という立場で臨んでいました。

(長谷川委員)

わかりました。

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

では次に、使用者側の基本的見解をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

(一之瀬委員)

それでは、一之瀬から使用者側の見解を読ませていただきます。

令和2年7月29日、令和2年度山梨県地域別最低賃金の審議に係る使用者側見解について

今年度の山梨県地域別最低賃金の審議について、以下に使用者側見解を述べます。

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症拡大によって、日本経済はこれまでに経験したことのない、危機的な状況に直面しています。緊急事態宣言解除後もいまだ回復の道筋が見えず、とりわけ、経営基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者に甚大な影響を与え続けています。

こうした中、全世代型社会保障検討会議において、安倍総理は「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との考え方を示しました。この総理の考え方に、使用者側は全面的に賛同するとともに、公益委員、労働者側委員の皆様にも、異論がないものと考えております。

今年度の山梨県地域別最低賃金の審議に臨みましては、この未曾有の危機的状況に際し、公労使三者が雇用維持を最優先に据え、これを支える事業者、特に最低賃金の影響を最も受ける小規模零細事業者がこの難局を乗り越えられるよう、事業継続にも十分に配慮したご審議をお願いします。

２として、中小企業を取り巻く経営環境。

中小企業庁が６月３０日に公表した「中小企業景況調査」によれば、中小企業の業況ＤＩは、急激に悪化し、６期連続の低下になりました。全産業の業況判断ＤＩは、４～６月期にマイナス６４．１、前期差３９．７ポイント減となり、１９８０年の調査以来最低で、前期からの下げ幅も過去最大となっています。

また５月の県内中小企業のＤＩ値は、全体で売上高はマイナス６４、対前年比マイナス５８、収益状況はマイナス６０、対前年比マイナス４４、景況感はマイナス５８、対前年比マイナス３６となり、いずれの項目も２０１１年３月の東日本大震災を上回り、悪化しております。

こうした状況は、いずれも今般の新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く出たものであり、県内では、すでに経営・事業活動の継続を断念する中小企業・小規模事業者が出始めており、中小企業の経営環境は極めて厳しい状況にあります。

最後に、今年度の審議における使用者側の基本的考え方です。

使用者側はこれまで、最低賃金制度の法第１条に記されている、賃金の低廉な労働者に対する「セーフティネット」を基本とし、法第９条にある、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力の３要素に基づき、法で定められた決定の原則に則した審議を求めてまいりました。

今、新型コロナウイルス感染症による危機に直面し、県内の中小企業・小規模事業者は、経費削減等の経営努力を行うとともに、雇用調整助成金や持続化給付金等の支援を受けながら、懸命に事業継続と雇用維持に努めています。既に手を尽くした県内経営者からは、最低賃金の引き下げを求める声も聴かれています。

感染症の収束が見通せない中、法的強制力を持った最低賃金の引き上げは、こうした企業努力に水を差し、ひいては事業継続をあきらめることに追い込みかねません。企業の存続があってこそ、雇用維持が確保されます。

使用者側の基本的な考え方としては、今年度は、雇用維持を最優先課題とし、これを確保するためには事業継続が基本であることから、法の３要素のうち「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議いたしたいと考えます。

今年度の「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」では、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響を総合的に勘案し、引き上げ額を示すのは困難で、今の水準を維持することが適当だとして、事実上、据え置くことを決めました。

公益委員および労働者側委員の皆様におかれましては、山梨県内の経済や雇用における現在の状況および今後の見通しを正しく検証いただき、最低賃金が

雇用維持と事業継続に与える影響を十分に配慮いただく中で、今年度のご審議をお願いいたします。

以上です。

（反田部会長）

ありがとうございました。

ただ今、御説明いただきました見解につきまして、議論にわたらない範囲で御質問等はございますか。

（大森委員）

一つ教えていただきたいんですが、本年度、最も重視すべきとおっしゃっております、「通常の事業の賃金支払能力」とありますけれども、これを具体的に示すデータと言いますか、支払能力とは何をもってある、ないとか判断されているのか、教えていただきたいのですが。

（一之瀬委員）

基本的には、賃金の支払能力は、企業の収益から出るものだと思っております。

したがって、現在の収益状況、まあ、収益というのは経済状況でしょうけれども、収益状況及び今後の見通し、D I等を参考にどうなのかという御判断をいただければと思います。

（大森委員）

主には収益で見ているということですね。

（一之瀬委員）

そうですね。

（反田部会長）

そのほかにもございますか。

それでは、労使双方から基本的な見解をお伺いしましたが、本日は、具体的な金額審議には入らずに、基本的な見解をお伺いすることにとどめることとしておりますので、審議はここまでにしたいと思います。

次回、7月31日の第3回の専門部会からは、公益委員によります各側への具体的な意見聴取による金額審議に入りますので、よろしくお願いします。

今後も、円滑な議事進行を図っていきたいと考えておりますので、御協力を

よろしくお願いします。

【 議事（３）その他 】

（反田部会長）

それでは、議事の３「その他」となりますが、何かございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

（反田部会長）

それでは、事務局からお願いします。

（賃金室長）

先ほど、部会長からお話がありましたが、次回、７月３１日の第３回の専門部会からは、金額審議にお入りいただくこととなりますが、先般、開催されました第１回の専門部会で決まりましたとおり、金額審議の際に、労側、使側双方から、まず、御提示いただきます金額につきましては、事前に事務局に御連絡いただき、事務局から、全部会委員の皆様事前に伝達することになっております。

つきましては、当該金額を明日、７月３０日の午後３時までに、労側、使側双方から、私、太田良あてに、メールにて、御連絡いただきますようお願いいたします。

御連絡をいただきましたら、私から、全部会委員の皆様に、午後５時頃までには、メールにより、伝達させていただきますので、御承知おきいただきますようよろしくお願いします。

（反田部会長）

ただ今の説明につきまして、何かございますか。

（大森委員）

金額を検討する際に、参考にさせていただきたいのですが、これまで目安が示されなかった年度が何回かあると記憶しているのですが、その時の山梨県の改正状況が何円だったのかということをお教えいただきたいんですけれども。

（反田部会長）

過去の資料ということでしょうか。

（大森委員）

前回の第１回の専門部会で配られている中で、１ページ目にあるんですけども、スラッシュが付いている３回が全て目安示されてなのか、平成元年から令和元年まで記録が出ているんですけども。

リーマンが東日本の時かなんかの２回かなという記憶はあるんですけども。

（賃金室長）

中賃において目安を示さなかったのは、平成１４年度ですね。

その時は、山梨では上げは０です。

それから、平成１５年度は、目安が０円ですね。

（大森委員）

これは、目安が０ということですね。

（賃金室長）

はい。

そして、その際は、山梨は０円でした。

それから、平成１６年度ですね。

この時も引上げ額の目安は示されず、その際は、山梨は１円の引上げでした。

それから、平成２１年ですね。この時も目安は示されず、その時は、山梨は引上げ額１円です。

（大森委員）

この３回が目安示さずという受止めよろしいですか。

（賃金室長）

そうです。

（大森委員）

できれば、この時に他の県がどうだったのかということがわかるとですね、全国的な流れがどうだったのかが参考にできるんですけど。

今じゃなくてもいいので。

（長谷川委員）

前回の資料に出ていなかったでしたっけ。

(一之瀬委員)

全部の県の状況というのは出ていないです。

(大森委員)

去年の全国は出ているんですけども。

例えば、平成 14 年に、B ランクとか C ランクとかのランクは変わっているので何とも言えないですが、他の県はどうだったのかなと。

山梨県だけが例えば 0 円で、他の県は 5 円とか 6 円とかという状況だったのか。

(鷹野部会長代理)

21 だけは、前回の 5 ページに。

21 までは載っているんですよ。

その前の 2 回分 . . . 。

(大森委員)

14 と 16 が同じように、もし、データがあるなら次回 . . . 。

(労働基準部長)

口頭でよろしければ、今、口頭で。

メモは取ってあるので。

(大森委員)

できれば、見える化していただいて、書面でいただいた方が。

(鷹野部会長代理)

金額を配っていただく時に、P D F にしてくっ付けていただければ。

(一之瀬委員)

そんな後じゃなくて、先に付けてもらえれば。帰ればすぐ . . . 。

(大森委員)

明日の労側からいくら、使側からいくらですよというのを発信する時に、できれば添付していただければ。

(一之瀬委員)

いや、その前に送ってもらえればありがたいです。

（労働基準部長）

十何年も古いものなので、保存期間が過ぎているんですね。

ですので、ピックアップして、うちの方で簡単な表みたいになると思いますけど、いずれにせよ、１４年、１５年、１６年と、それから２１年・・・。

（大森委員）

２１年はわかるので。

（労働基準部長）

よろしいですか。

それでは１４、１５、１６につきまして、簡単な表にして。

（鷹野部会長代理）

一之瀬さん、あればすぐだと思うんだけどね、意外と見つからんかもしれない。

だから、明日の３時に送ったやつを５時にもらう時ぐらいただと、丸一日あるので、そのくらいなら何とかなるかもしれない。

（大森委員）

以降に参考にできれば。

まあ、明日決めるまでには厳しいかもしれないので。

（一之瀬委員）

いいです。どちらでも。

（労働基準部長）

なるべく急ぎますが、御理解いただければと。

（賃金室長）

なるべく早く対応します。

（鷹野部会長代理）

そうは言っても、２１の分はわかるから。

(反田部会長)

それでは、よろしいでしょうか。

では、事務局、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第 2 回目の専門部会を終了したいと思います。

第 3 回目の専門部会は、明後日、7 月 31 日午後 2 時から、労働局の 1 階会議室で行いますのでよろしくお願いいたします。

そして、本日の議事録の署名ですが、白倉委員と一之瀬委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

署 名 欄

公益委員

労働者委員

使用者委員